

新潟県営聖籠地区開拓パイロット事業基金条例をここに公布する。

令和2年9月11日

聖籠町長 西脇道夫

聖籠町条例第33号

新潟県営聖籠地区開拓パイロット事業基金条例

(設置)

第1条 新潟県営聖籠地区開拓パイロット事業施設の修繕その他の維持補修に要する経費に充てるため、新潟県営聖籠地区開拓パイロット事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、新潟県営開拓パイロット事業聖籠町特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、新潟県営聖籠地区開拓パイロット事業施設の修繕その他の維持補修に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。